平成３０年（フ）第９９号
熊本市中央区上林町３番34－605号　上通ニューコーポ
債務者　原田　聡彦
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３６号
北海道河東郡音更町雄飛が丘仲区１番地83
債務者　出村　明美（旧姓加納）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
新潟県岩船郡関川村大字辰田新75番地５
債務者　鈴木　一仁
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第５５３９号
大阪市西区千代崎２丁目22番14号　406
債務者　松田　成美
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５７１号
大阪府八尾市久宝寺１丁目２番28号
債務者　遠藤　里砂
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５８４号
大阪府高槻市南芥川町８番１－524号
債務者　久保今日子（旧姓武部）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０２０号
大阪市平野区背戸口４丁目11番12号　402
債務者　永井　政春
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１０６号
大阪市住吉区遠里小野７丁目４番24－Ａ406号
債務者　西島　智明
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４号
兵庫県加東市木梨1134番地126　プレアール状ヶ池Ａ－12号
債務者　中嶋　優
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第１５号
香川県高松市春日町912番地３　シティハイム春日Ｉ　201
債務者　辻　勝敏
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３２号
香川県高松市上福岡町778番地10　ベル・メール上福岡702
債務者　岡田　麻衣（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５号
長崎県五島市富江町富江51番地
債務者　貞方　徳和
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成３０年（フ）第６号
長崎県五島市富江町富江51番地
債務者　貞方　浩美
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成３０年（フ）第４９号
長野県上高井郡小布施町大字飯田882番地
債務者　中沢　孝浩
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４号
島根県邑智郡美郷町九日市335番第１地
債務者　青石　稔彦
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで　松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第６８号
長崎県長崎市緑が丘町14番16号　緑ヶ丘アパート103、旧住所長崎県長崎市琴海村松町114番地12
債務者　岩下　義彦
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３２号
北海道苫小牧市元町２丁目５番３号　正湖荘３　１階右下
債務者　千葉美智代
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部